

令和8年第1回鬼北町議会臨時会

令和8年1月30日（金曜日）

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 町長の専決処分（令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第6号））の承認について
- 日程第5 議案第1号 鬼北町森林資源活用事業契約の締結について
- 日程第6 議案第2号 令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第7 議案第3号 令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 長尾慶太 | 2番 入田伸介 |
| 3番 大川正展 | 4番 今城喜久生 |
| 5番 兵頭稔 | 6番 中山定則 |
| 7番 末廣啓 | 8番 井上博 |
| 9番 程内覺 | 10番 松浦司 |
| 11番 山本博士 | 12番 芝照雄 |

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡辺美枝 書記 都 浩明

○説明のため出席した者

町 長 兵頭誠 副町長 松本幸男

企画振興課長 小川 秀樹
町民生活課長 山本 雄大
水道課長 二宮 洋之

総務財政課長 水野 博光
農林課長 奥藤 幸利

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和8年第1回鬼北町議会臨時会を開会します。

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和8年第1回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

御案内のとおり、国政におきましては衆議院が解散され、2月8日に衆議院議員選挙が実施されることになりました。非常にタイトなスケジュールとなったわけですが、1月28日から期日前投票を実施しているところでございます。

また、昨年末に成立いたしました2025年度補正予算で追加された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する事業を取りまとめ、補正予算を編成いたしました。

本日の臨時会には、契約の締結1件、専決処分に伴う一般会計補正予算1件、一般会計補正予算1件、企業会計補正予算1件を提案いたしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和8年第1回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきに配付しました別紙、議事日程のとおりです。

このとおり、議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、10番、松浦司議員、11番、山本博士議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めているものを報告します。

町長。

町長を通じ、副町長、総務財政課長、企画振興課長、町民生活課長、農林課長、水道課長の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、承認第1号、町長の専決処分(令和7年度鬼北町一般会計補正予算(第6号))の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、承認第1号、町長の専決処分(令和7年度鬼北町一般会計補正予算(第6号))の承認について、専決処分の報告をいたします。

令和8年2月8日に衆議院議員選挙を執行する必要が生じたため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、承認第1号、令和7年度一般会計補正予算(第6号)について、御説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをお開きください。

2款、4項、5目、衆議院議員選挙費、1節、報酬につきましては、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人等の報酬になります。

3節、職員手当につきましては、事務従事者の時間外勤務手当となります。

それから、17節、備品購入費、機械器具費につきましては、自動投票用紙交付機及び開票場で使います折りたたみ式机等の経費となっております。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

15款、3項、1目、総務費委託金の、7節、衆議院議員選挙費委託金、1,370万円は、先ほどの歳出、2款、4項、5目、衆議院議員選挙費に係る県の委託金でございます。

次に、給与費明細書について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

給与費明細書、全て衆議院議員選挙に係る補正となっております。

1の特別職について説明いたします。比較の行で説明をいたします。

その他特別職141人、報酬168万3,000円の増となっておりますが、これらは開票管理者、立会人等の選挙管理委員の増によるものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

一般職について御説明いたします。

8ページにつきましては、正職員と会計年度職員の合計の表となっております。

比較の行で説明をいたします。

職員数7人及び報酬141万3,000円の増につきましては、会計年度職員の増、時間外勤務手当588万5,000円の増。時間外勤務手当につきましては、正職及び会計年度分の増となっております。

9ページ以降については説明を省略いたしますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号、町長の専決処分（令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第6号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5、議案第1号、鬼北町森林資源活用事業契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第5、議案第1号、鬼北町森林資源活用事業契約の締結について、提案理由の説明をいたします。

随意契約に付した鬼北町森林資源活用事業について、事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 鬼北町森林資源活用事業
2. 契約の方法 随意契約（プロポーザル方式）
3. 契約の金額 20億7,482万3,000円
4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良4048番地の2
鬼北グリーンパートナーズ株式会社
代表取締役 石本祐子であります。

なお、詳細につきましては、農林課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

それでは、議案第1号、鬼北町森林資源活用事業契約の締結について、説明をさせていただきます。

別に配付しております、議案第1号補足資料の1ページを御覧ください。

主な項目について順に御説明をいたします。

表の上段の仮契約内容から説明いたします。

事業名称は鬼北町森林資源活用事業、事業の場所は鬼北町大字永野市550ほか、

仮契約年月日は令和8年1月23日、仮契約の相手方は鬼北グリーンパートナーズ株式会社、代表取締役、石本祐子です。

なお、この会社は本事業の募集公告に参加表明、提案書の提出を行い、審査の結果、優先交渉権者となった、グループ名、鬼北バイオPFIコンソーシアムが設立した特別目的会社、SPCであり、本事業を実施するために設立された株式会社であります。

仮契約金額は20億7,482万3,000円、事業期間は議決の日から令和24年3月31日までです。

事業内容は大きく二つあり、施設整備と施設の維持管理運営となります。

施設整備は令和8年度までの2年間、施設の維持管理運営は、令和23年度までの15年間となります。

事業方式はPFI法に基づくPFI事業のBTO方式であります。

BTO方式とは、民間事業者が施設を建設し、施設完成後に公共施設の管理者である町に所有権を移転し、民間事業者が施設の維持管理運営を行う事業方式です。

次に、仮契約までの経過について御説明いたします。

本事業の事業募集公告を令和7年10月31日に行いまして、本事業の参加表明期限を11月14日までとし、1グループから表明がありました。

提案書の提出期限を11月25日までとし、グループ名、鬼北バイオPFIコンソーシアム、代表企業、株式会社アドバンテックから提案書の提出がありました。

その後、プロポーザル審査会を3回開催いたしました。審査の結果、鬼北バイオPFIコンソーシアムを優先交渉権者として決定いたしました。

予定価格は20億7,484万6,000円、契約方法は随意契約プロポーザル方式であります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

ここでしばらく休憩をします。

再開を9時50分とします。

ここで、議員の皆さんにお知らせをいたします。

この後、全員協議会を開催しますので、委員会室のほうへ資料を持ってお集まりをいただきたいと思っております。理事者、関係者も集合をお願いいたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時51分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（入田伸介君）

契約の、議題に直接関わらないかともは思うのですが、先ほど課長説明の中で、地域おこし会社についてのくだりがありましたので、そちらについて御質問したいと思っております。

今回、先般配付いただきました鬼北バイオPFIコンソーシアムの提案書の中にも、今回の事業で考えられるリスクとして四つ挙げられておりますが、その中の一つに材料の供給という点が記載されているかと思っております。

その、事業者側もリスクと認識しているところを、今回、地域おこし会社という町が出資した会社が担う必要性をお聞きしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

基本的に一番いいのは、今回のPFIの受入れ事業というところが全部、全てやってくればいいのですけれども、ただ、そのPFI事業者については木材、今回はポイントが杉の木なのですけれども、その改質リグニンというものを作るというところに特化した事業でありまして、木を回収するというものについては地元の協力というものが必要だろうと。その分について会社が全部してしまうということになったとしても、そこに町が全く支援がする状況が発生するか、なかなかそこは発生しないと、町の協力がなければ達成できないだろうということは初めから思っておりました。

それは今の森林組合にしても、それから農林公社にしても、市場にしても、それぞれ第三セクターまたは町の森林環境譲与税を基にしたいろいろな支援を町がしているという林業施策の中で、ある程度その分が達成されておると、維持されているという部分もあると私は考えております。

その部分として、町として森林行政を推進する上で、今回のこの事業について協力を仰ぎたいということをして、もう5年前からお願いをされていて、木材価格の低迷を打破するという部分については意見の相違を見ておりますので、そこから先、杉の木または檜の分を確保するものについて、現在の建築資材以外に、既に鬼北町内の市場に

もバイオマス発電への供給が始まっておりますので、そこら辺り以上の価格の提示をして、それを確保するという部分について、町のほうが中に入っていくという部分も必要なのではないかと私は考えております。

一番いいところについては、町が全く関与しないという部分が一番リスクはないわけでありませうけれども、このような新しい、鬼北町にある財産を活用してその事業が展開していくということをする中で、前も申し上げましたけれども、三十、四十年前の、電気器具メーカーがよそから材料を調達して海外へ輸出するという部分については、円高による不況というものが原因として、その分がうまくいかない。

日吉村長が言っておられました。過去の歴史を忘れない者のみが次の世代を築くことができる。過去を認識するということは、実は次の世代をしっかりと認識した上で築ける原動力になる。

やはり旧の広見町にとって、そのような工場の誘致と資源を外から誘致すると、資源の誘致というものは今の鬼北町には見合わないとは私は思っておりまして、逆にそれを根拠として、町の財産を資材としている場合には、ある程度のリスクというものも背負って一緒に頑張っていくというふうな前向きの気持ちというのが必要なのではないかと私は思うわけです。

全てを、土地を提供して、そこで企業さんがやっていくというものは、今の時代にはなかなか中山間地方では難しいということは、どの地域でも実証されているということは御理解いただきたいなど。そこで、鬼北町でしかないということではないですけれども、森林というものをしっかりと育成していくという面では、それを理解してもらっている企業がうちとやってみましょうというところで一緒になったときには、あそこの部分、鬼北町が得意な部分といえますか、地元が得意な部分についてはリグノ鬼北ですね、そのほうで木材の集積というものを担っていくということは必要なのではないかなと思うわけです。

いずれにしろ、事業の形態として、山から木を切って運んでいくという事業は、この構想の中には絶対必要な部分でありまして、それをどこの部分で得意な分野が持つというところで、分けた部分があるというふうな理解をしていただければというふうに思います。

鬼北町が予算として出すのが20億で、国庫補助金が10億で、過疎債を借りて7億円が返ってくる。残りの3億について、その形は違いますけれども、企業版ふるさと納税とかいうような形で今、検討していただいておりますというところでありまして、極力、鬼北町のほうのリスクというものを避けるということで、今、検討していると

いうことも一つ付け加えておきます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、よろしいですか。

○2番（入田伸介君）

町長の熱量と申しますか、御意向は十分承知いたしました。

ただ、私が心配しておるのは、なかなか長期間、15年間にわたり1万2,000トンパーイヤーを継続的に集める、間伐材あるいは未利用材を用いて集めるというのはなかなか骨が折れる仕事じゃなかろうかと思っております。

先ほど町長が言及されたように、確かにこの地にこの事業が芽吹くというのは、やはり森林環境に恵まれているというメリットがあるからこそ、ここで事業が展開されるということは私も理解しておりますし、喜ばしいことだと思っておりますけれども、やはりその今申し上げました原材料供給の仕方がなかなかの負担になる作業ではなかろうかと思っております。そこそ、原材料を町内の材料を使ってもらうのは大いに結構、そうあるべきとは思っておりますけれども、やはり市場であり、ほかの材料供給者との折衝や交渉をするのは、やはり民間のノウハウがあったほうがよりスムーズに、かつ町のリスクを軽減する形で行われると考えるものでして、そこがちょっと私は気になると思ひまして、質問を差し上げたところです。

その辺りについていかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

基本的なところだけ。例えば、PFIのこのグリーンパートナーズだけでした場合でも、例えば山から木を切ってきて価格の交渉をせないかんというのが1点。

それで、木を下ろして、その木をリフトの運転で木をしっかりとチップ工場に持っていくとか、そういうような作業について、アドバンテックさんに今そういうようなところはノウハウがないだろうと思うわけです。

その辺りで、今の市場または木材業者のほうの人的、期間限定の人的な支援といえますか、少し来てもらえないかということも実際には出てくるかと思うんですよ。そういうような交渉も、今、少しずつやっておるところと、それから実際に木を集めるのに、5年前からあそこで今はもうなくなりましたけれども、バイオマス発電、3万立米の部分ということで、一応、全部回っておって、町行政として森林施業として木材価格を上げていくというものについての、先ほど相違があると言いましたけれども、それについて協力することもやぶさかでないというようなところまでは、

全ての事業、事業所について話をし、その企業での協議会をつくっておきまして、今、こういうような状況ですということを御説明申し上げて、今のこの段階に来ておるといふところであります。

今の折衝ですけれども、例えば、杉の木が立米1万1,000円。もう今、数年前は、ウッドショックが終わった後はまた杉の木が7,000円、8,000円に落ちておったんですけれども、また今、バイオマス発電の木の供給で1万円を超える価格になってきたんですよ。ですから今回、この事業での杉の価格の買取り価格というのは、1万1,000円以上でなければいけない。逆に、それを超える価格で買い取ってもらえればある程度は融通してもらえますよというところまで折衝はしております。

まずはその価格の折衝で、林家がしっかりと収入を得るところを前提にこの事業が始まりますので、それで間伐を推進していくことができれば、新しい財産として30年後にいい木が出てくるというところまで持っていくのが必要なのではないかなど。もちろんこれには市場、また、森林業者さんのこれまで以上の御協力が必要なので、今から一生懸命お願いをしていかなければならないというふうに思っております。

難しいのは分かっているのですけれども、ただこれをやらなければいけないというところで前向きに私は考えております。何とか御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○2番（入田伸介君）

了解です。

○3番（大川正展君）

大変、町長も木の値段を御存じで、私も今の価格で言うたら工場着1万2,000円余りになる、1万二千五、六百円、着単価にすると考えておったんです。

先ほど言った、今年になってバイオマス発電も8,500円やったのが1万円、製紙用のパルプも5,500円で、私は多分全て、丸和林業さんも1万円という単価になっている。それを私は知っていたので、前回のとき、3,000円以上上がっても大丈夫ですかという話を、ちょっと質問したのですけれど。

懸念しているのは、実証実験ですので、当然、売上げがない。それでその単価が年間になると何千万も、金額的に仕入れ単価は上がった。商売ですからどうしても売ったものと仕入れ価格が必要で、その中の地域おこし会社が年間にして4,000万、5,000万という金額が跳ね上がってきているのが吸収できるのかということをおこ

と心配しているのです、その辺をお聞きしたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

実証実験中の価格の設定について、農林課長が説明いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

実証期間中の費用につきましては、先ほども説明いたしましたが、S B I R事業、国と民間企業が直接、採択事業でやり取りしている補助事業の中で、その設備以外に費用についてもこの中に含まれております。その中で、実証が始まる段階において価格の提示をして、各木材市場から木材を調達するような形にさせていただくような考えでおります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、よろしいですか。

○3番（大川正展君）

もう一つ、ちょっと考えている懸念があるのですが、私も木材単価が上がるのは非常にうれしいことで、特にこの地域は85%山林があるんですけど、その単価が建築用材、今まで鬼北町にも程内製材所さんとか、そういう建築関係の製材所があります。そういう製材所のほうに、上がると当然取り合いになっていって、そういう材が高騰すると思うんですよ。そのときにそういう企業が、この地域の既存の製材業者が耐えられるのかなど。そこでもかなりの人間が使われてる、雇用面でもあるんですけどね。そういうものもある程度考えていかなければいけないのかなという懸念もあるのですけれど、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

製材業者の負担という御質問でございましたか。

直接、地域おこし会社が契約をするのは、各木材市場と直接の取引をやるような形になろうかと思えます。

各製材業者さんに御負担になるようなことを、その製材をする中で負担になるようなことは今のところは想定はしていないのですが、その伐採事業者、例えば南予森林組合、日吉農林公社、それから民間の伐採の事業者がいらっしゃいますが、その方た

ちが各木材市場に搬出していただいたら、その木材市場からの購入ということなので、建築用材とか製材業者さんに御負担をかけるようなことはあまり想定はしておりません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、了承ですか。

そのほか。

○5番（兵頭 稔君）

この鬼北バイオPFIコンソーシアム設立の会社というのは、よく説明は分かりましたけど、この会社をつかって、実際、前回の提案書で説明はいただいたのですが、この中で、土地の賃借料は入っていないし、多分借りると聞いたのですけれど、買上げではなしに、それと法人税というのが毎年町に入るのかどうかと、それから、もう一つ、今言った地域おこし事業、これは木材工事業者、チップ及び木粉製造で約5名から10名と書いてありますが、これが該当するのか。

それと、これは前回も言ったように、実際これだけの収入があるのかどうかということをしちっと説明できる、代表者の方に説明をしていただいたらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

一番最後の部分については、何回も石本さんがここに来て、また3年前ですか、来て議会で説明はしていただいておりますのですけれども、なお説明が必要であれば、その機会にお呼びすることはできるかと思えます。

あとの前の部分については農林課長が説明いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

まず、土地の賃貸料、借り上げ料なのですが、これにつきましては株式会社、今のところはアドバンテックさんがお支払いするような形というふうなことで、この鬼北グリーンパートナーズのこの収支計画の中に、細かく明細としては入っていないかと思えます。

それから、2番目の法人税につきましては、グリーンパートナーズの住所が鬼北町になっておりますので、法人税はこちらに、地方分は入ると考えております。

地域おこし会社のことについては、ちょっと質問の内容がよく理解できませんでしたのでもう一度お願いしたいと思います、すいません。

いいですか。以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了解ですか。

○5番（兵頭 稔君）

地域おこし会社は、この22ページの分の、この分が当たるのかなということを質問したんですが。提案書の。

○町長（兵頭誠亀君）

地域おこし会社、リグノ鬼北の案件はこの契約書には入っておりません。

○農林課長（奥藤幸利君）

御質問の内容は分かりました。

鬼北バイオPFIコンソーシアムが提案書として出した資料の、22ページの木材加工事業の新規雇用想定人数の、これが議員おっしゃる、地域おこし会社の雇用となります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

事業契約書の7ページで、近隣住民に対する説明及び環境対策というのが13条で入っておるんですが、これは建てる前に説明があるといいのではないかなと思うのですけれど、建ててからこんなことをするんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が説明いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

議員おっしゃるとおり、もう既に昨年からずっと地域住民の方に、町それから企業が一緒になって、地元の、設置する地域の住民の方、また排水の処理の関係がありますので、水利組合の方にも御相談、また説明をいたしております。

なお、この事業契約の中に入れたのは、さらにとということでお考えいただきたいと思えます。

以上です。

○9番（程内 覺君）

平成31年に鬼北町木質資源有効利用協議会というのが設立をされました。そのときに数社、協議会に入っておられるわけですが、これから新しく木材搬入をする業者は、その協議会以外の業者でも受け入れてもらえるのかどうか。

それと、先ほど課長が言われたように、木材市場から購入するということを言われたと思うのですが、直接搬入ではなしに木材市場へ、ここでしたら北は森連ですか、それか日吉原木市場へ一旦、伐採業者が納品をして、そこから、市場から会社のほうに搬入をするというような方式を取られるのでしょうか、お尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁します。

○農林課長（奥藤幸利君）

木質利用の協議会のメンバーですが、少しは変わっておりますが、おおむねそのまの形です。その中に土木の会社がいらっしやっただと思うのですが、その会社は今回は入っておりませんが、それ以外のところはおおむねそのままということになっております。

その協議会以外の伐採業者については、今のところ、こちらの把握している中では、協議会の中には入らないような形、入っていないという形にはなりますが、必要であればそこはまた検討させていただきたいと思えます。

また、木材の搬入についてですが、伐採業者からの直接搬入をするようになりますと、伐採業者が市場に行く分、それからこの改質リグニンの使用分ということで、土場で仕分をしなければならないという話を伐採業者のほうからお伺いして、効率的に木材を調達する方法として、その協議会の中で市場からの搬入を想定させていただきました。

またここを、直接搬入を認めてしまいますと、近隣にある、町内にもあります市場との競合会社となるおそれがありますので、それを回避する意味もございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

程内議員のいろいろな危惧もあろうかと思うのですが、今のところはそういう形になっておりまして、それによって木材業者の方々にどのようなメリットがあるかと。やはり、そこは市場での木材価格は上がるというところでの搬入価格の上昇というものも想像できるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

さっき言った協議会のほうのメンバーは、これから建設業者等も林道とかの整備で、市場等に搬入をされることもあると思うのですが、その辺の対応もできるのか。

それと、市場を通すということは、やはりその価格の面で伐採業者の不利益にはな

らないのか、その点もお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

これから林道を抜かれる建設業者とか、個人でも伐採をされている方々もいらっしやいますが、この協議会については、メンバーに入る想定は今のところしておりません。直接、今のところの想定でございます、それにつきましては。

以上でよろしいでしょうか。

○9番（程内 覺君）

個人でも、協議会に入っていない方も、市場に搬入すればこちらの会社のほうに使用してもらうことができるかどうかというのは。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

すいません、質問の趣旨をちょっと取り違えておりました。

個人の方が市場に搬入されたもの、また搬入していただいたものについて、ここの改質リグニンの材料として十分、使うことができます。そこは、誰の分ということの仕分はいたしませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○5番（兵頭 稔君）

ペットショップのペットフードの関係の会社するとき、ちょっとそういう、これだけもうかりますよという話でやって失敗していますので、今回、今、新しくリグニンでできたプラスチック、そのプラスチックが実際に車のバンパーになったり、ボディーになったり、どれぐらいの価格で納入されるのか。その辺の計算を全部できておるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

御質問のペットフード分について、失敗というふうなお話がありましたけれども、撤退というところで、もう新たな企業が来てもらっておるわけですから、失敗というのではなしに、新たな方策を見いだしておるというところで御理解いただきたいというふうに思います。

そのあとの部分について、農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

出来上がった製品の価格につきましては、今のところまだ決まっておりません。

ここの、さきに提出してありました収支計画は概算の計算でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか。

大川議員は先ほど質疑をしたので、もう駄目です。

そのほか、質疑をしていない方はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

○8番（井上 博君）

私は反対の立場で申し上げます。

以前、バイオ事業の計画があり、途中で頓挫しましたことがあり、その後、この改質リグニンの事業が公表をされました。

令和7年5月に、当時の石破首相に、長谷川衆議院議員が改質リグニンなどの新原料を使った製品開発支援を行ったとの報道がありましたが、なにゆえ鬼北町でなければいけないのか理解ができません。

改質リグニンについては、令和7年5月29日、同年12月5日に説明があり、令和8年1月26日に全員協議会にて鬼北グリーンパートナーズ株式会社、代表、石本祐子と仮契約をしたとの報告がありました。15年間の長期契約であります。

当町は総事業費、約42億円のうち、建設工事や維持管理費を負担するとのこと、半分の約20億円、財源は半分が国の地方経済生活環境創生交付金、残りは過疎債を充てるとのこと。大変な金額であります。

改質リグニン事業では、世界で初めて製造販売をするベンチャー企業が既にできております。株式会社リグノマテリアという会社であり、2019年に実証実験をしているが、コスト面、用途などの問題があり、解決をしていないのが現状であります。

安定供給、低コスト化、セルロースの利用も難題の一つであります。

平成26年に国が改質リグニンベンチプラントを造っております。

令和3年に林野庁の補助事業で、茨城県常陸太田市に100トン、改質リグニンを作るプラントを造り、令和5年に国を交えて勉強会を行ったとのこと。

さきに取り組んだ企業もあり、そこへ勉強会に行ったのでしょうか。後で聞きましたけれど、行ったとのこと。数年前より取り組んでいるところがあるのだから、もっと時間をかけて、検討委員会を開いて取り組むのが常識ではないかと思います。

ジビエペットフードの加工処理施設の件も同じであります。

土地の件も買った、買わない、借り入れた、雇人数も四、五人から50人とか、当初と話が違っているようです。

大きな事業であるのだから、もっと時間をかけて検討すべきである。幾ら補助の締切りがあると言って、急ぐことに理解はできません。後世に負の遺産を残すようなことではないかと危惧するところであります。まだまだ検討する余地があるのではないかと思います。よって、私は反対でございます。

以上。

○議長（芝 照雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、鬼北町森林資源活用事業契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芝 照雄君）

起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（芝 照雄君）

日程第6、議案第2号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第2号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第7号）について提

案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、国の補正予算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業について、追加計上するものであります。

また、歳入につきましては事業実施に伴う国庫支出金等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ2億1,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億9,120万円とするものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第2号、令和7年度一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

なお、予算書のほかに、本日お配りしておりますA3の1枚の資料がありますので、併せて御参照ください。

初めに、歳出予算から説明をいたしますので、予算書の6ページをお開きください。

2款、1項、6目、企画費、10節、消耗品費、10万円から18節の電子通貨利用者支援金、3,000万円につきましては、KIHOC Aカードの所有者及び新規取得者に対しポイントを付与し、町内における消費喚起及び地域経済の下支えを図るための経費を計上しております。

次に、3款、2項、1目、児童福祉総務費、10節、消耗品費、20万円から18節、物価高騰対応子育て応援手当、1,986万円につきましては、ゼロ歳から高校3年生までの子ども1人当たり2万円を給付するための経費を計上しております。

次に、4款、1項、9目、水道費、18節、水道事業会計補助金、5,196万円につきましては、水道事業会計において、物価高騰対策として水道料金の基本料金を6か月間減免するとともに、同額を一般会計から補助するものであります。

次に、5款、1項、3目、農業振興費、18節、施設園芸燃料価格高騰対策支援事業費補助金、84万7,000円につきましては、施設園芸農家に対する燃料価格高騰支援に係る経費を計上しております。

次に、5款、1項、4目、畜産業費、18節、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金、203万1,000円につきましては、畜産農家に対する配合飼料価格高騰支援に係る経費を計上しております。

同目の18節、酪農・肉用牛農家生産支援価格補助金、508万4,000円につ

きましては、酪農・肉用牛農家に対する配合飼料価格高騰支援に係る経費を計上しております。

次に、予算書7ページになりますが、6款、1項、2目、商工振興費、10節、需用費のうち消耗品費から18節、暮らし応援商品券につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用した事業で、物価高騰に直面している町民生活を支援するために、1人当たり1万円の商品券を配付するものでございます。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金の1節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、1億8,733万5,000円につきましては、先ほどの歳出の2款、4款、5款、6款、それぞれの事業に係る交付金でございます。

続きまして、14款、2項、2目、民生費国庫補助金の2節、物価高対応子育て応援手当支給事業費国庫補助金2,079万9,000円につきましては、歳出の3款の物価高対応子育て応援手当に係る補助金でございます。

次に、18款、2項、1目、財政調整基金繰入金、3節、財政調整基金取崩しの786万1,000円につきましては、財源調整による取崩しであります。

次に、20款、5項、1目、雑入、26節、小規模水道給水収益、水道料金の49万5,000円の減額につきましては、水道事業会計と同じく、小規模水道についても基本料金を減額するため、減収とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

2点お伺いします。

まず、2款、1項、6目、企画費でK I H O C Aの交付時期、3,000ポイント掛ける2回ということになっていますが、いつの時期になるのかと、それから畜産業費、畜産をやられている方も町内、大変減少していると思うのですが、対象件数を教えてください。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

2款につきましては企画振興課長が、5款につきましては農林課長が説明いたしま

す。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、1点目に御質問いただきました、2款、1項、6目、KIHOCA事業の交付時期という御質問でございますが、現在、担当課で予定をしております実施時期といたしましては、3月1日から5月31日までの3か月間を第一弾として予定をしているところでございます。

金額につきましては3,000円相当のポイント給付ということで予定をしております。

第二弾といたしまして、まだこれはしっかりとした実施時期は確定はしておりませんが、秋頃から同じく3か月を予定しております、こちらのほうにつきましても3,000円相当のポイントバックという形での内容で検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○農林課長（奥藤幸利君）

5款、1項、4目、畜産業費の助成対象件数ですが、全体で12件をやっておりますが、明細のほうで畜産配合飼料価格高騰対策と、酪農・肉用牛と2項目に分かれています。

上段が10件、それから、下が2件となりますが、下の2件は上の中にも入っておりますので、全体的には10件という計算になります。

明細につきましては、養豚が2件、それから酪農が1件、地鶏1件、肉用牛1件、採卵鶏が1件、雉が4件ということになっております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

○副議長（山本博士君）

すいません、残りの物価高騰対策がいつ頃から実施できるのか説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

4款分につきましては水道課長が、6款分につきましては企画振興課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

それでは、4款分の水道費について御説明いたします。

2月から7月までの6か月分を予定しております。

以上です。

○企画振興課長（小川秀樹君）

6款のほうに暮らし応援商品券の予算等を計上させていただいておりますが、実施時期といたしましては、あくまでも予定ではございますが、できれば7月上旬から10月末までの4か月で実施ができればなと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山本博士君）

もう一つ、3款、2項、1目、18節、子育て支援をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

失礼しました。3款につきまして、町民課長が答弁いたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

3款の子育て応援手当につきましては、この後、希望しない場合などの申出書の送付を対象者にしまして、その申出書の返送とかがありましたら調整をしまして、2月中に1回目の支給を考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○副議長（山本博士君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

6款の18節、暮らし応援商品券というふうにした理由をお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今回、商品券事業とした理由でございますが、こちらの原資となっております経済対策における重点交付金、こちらにつきましては、エネルギー価格や物価高騰の影響等により、家計の負担軽減並びに地域経済の下支え、また、消費喚起、そういったものを図る趣旨で今回、交付をされているところでございます。

商品券事業につきましては以前から実施をさせていただいておりますが、当町におきまして商品券事業により地域経済の下支え、また、地域における消費喚起を図る上では商品券事業が妥当ではないかと、そういった判断をさせていただきましたので、今回、商品券事業とさせていただいたところでございます。

以上です。

○5番（兵頭 稔君）

現金だったらすぐ使えるのですが、これは委託料も760万ぐらい要るので、現金収入がいいかなと思ったので質問しました。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

私も一番は現金がいいと思うのですがけれども、ただ、現金にしてしまうと、支給した方々について、ダンスに入れられる方もいらっしゃるだろうと。政府、国が求めているのは物価高騰に対する生活負担緩和と、消費喚起ということもあるわけですから、商品券とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

○7番（末廣 啓君）

先ほど山本議員が質問されたときに答弁があったかもしれないのですが、3款、2項、1目の子育て応援手当、ゼロ歳から高校3年生までとなっております。

どの時点での対象者なのか、それと、人数的にはどれぐらいの対象者がおられるのか、教えていただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

子育て応援手当の算定の方法ということなのですが、令和7年の9月時点での児童手当受給者を対象、その対象者数が778人。

それから、令和7年10月から令和8年3月に出生予定の児童数、10人で見込んでおります。

それからあと、生計維持者が公務員の方の児童の人数を205人で見込んでおりま

す。

以上でございます。

○7番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ございませんか。

○1番（長尾慶太君）

全体的なことなのですが、その商品券の配付が一時的な消費喚起に終わって、物価高に苦しむ町民の補助的な支援にはならないのかなというふうに私は思っています。先ほどの答弁の中にもありましたとおり、その指標で今回、商品券を配付というところでしたけど、今回も同様な指標で効果があったという評価をされるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、以前は商品券の販売をさせていただいて、プレミア率を上げる中で消費喚起を促す、そういった意味で事業を実施していたときもございました。

そういった場合につきましては、実際に2倍の効果があるということで事業実施をしてきたときもございましたが、やはりそれぞれ経済事情等もある中で、一昨年、令和5年度につきましてはもう販売とせず、給付に、配付という形での商品券事業をやったと聞いております。

そういった中で、今回も同様に事業を実施させていただきたいと判断をさせていただいたところでございますが、議員がお尋ねの、それによる実際の効果という部分につきましては、細かく分析等はこれまでもしてきたときはございませんが、使用率につきましては、実際、商品券を手にした方のうち99%近くの方が実際、御利用をいただいているという実績がございますので、町民の方につきましては生活支援の一助になっているものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

そのほか。兵頭議員は終わったので駄目です。

○6番（中山定則君）

先ほど質問もあったのですが、2款、1項、6目の企画費の関係で、K I H O C Aの取得者、18歳以上、何%を想定をされているのか。持っていない方のこともあるので、ちょっと心配で質問しました。

それと、7ページの6款、1項、2目の商工振興費の関係で、一般財源736万6,000円、この助成金について、一般財源が発生している理由について説明をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、もう少しはっきり答えてください。聞こえません。

○6番（中山定則君）

最初のほうは6ページの2款、1項、6目の関係で、K I H O C Aの取得者を、18歳以上、何%を想定されているのか。これが1点。

それと7ページのほうは、6款、1項、2目のほうの補正額の1億98万3,000円の財源内訳で、一般財源が736万6,000円発生しているのですが、一般財源が、全部、国庫支出金ということにならなかったかについて質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

2款につきましては企画振興課長が、一般財源につきましては総務財政課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

1点目の御質問、2款、1項、6目の事業のうち、K I H O C Aを保有の方、18歳以上の方、どれぐらいのパーセントを見込んでいるのかという御質問だと思います。

一応、予算上で計上させていただきましたのは、18歳以上の方が8,000人ほどいらっしゃる中の62.5%ということで積算をさせていただいたところでございます。

現保有者は約3,200人ほどでございますので、それからいくと1.5倍程度ということにはなりますが、今年度、実施をさせていただきました5月から9月におけるポイントキャンペーンの状況でいきますと、当初、実施時期は1,600人程度だった方が、事業終了後には3,200人と、2倍程度の方に増えましたので、そういった部分も見込む中でそういったパーセントを設定したところでございます。

以上です。

○総務財政課長（水野博光君）

財源の関係ですけれども、まず、歳入のほうでこの物価高騰対応に係る交付金は1億8,733万5,000円、こちらはもう決定をしております。

それに対して歳出で、町として実施する事業を予算計上していく中で、トータルで今、2億円ほどの事業が出てきておるわけですが、予算上は人口等、全ての方が利用されたとして積算をしておりますので、不用額が出れば、ここから一般財源の額が減っていくというようなこととなっております。

以上となります。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

6款、1項、2目の商工のほうなんです。

暮らし応援商品券、先ほどから7月と言ったのですが、7月の実施で事業、繰り越してやってもいいということでの国庫支出金であるということとで予算化されていると思うのですが、この時期をもっと早くできないかということについて質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきました暮らし応援商品券の実施時期等につきまして、もう少し早くできないかというような御質問だと思いますが、先ほど御質問の中に、御質問で答弁させていただきました実施時期につきましては7月を予定をしているところでございます。

理由といたしまして、委託先を予定しております商工会さんのほうにつきましては、2月、3月と申告時期でございまして、なかなか繁忙期ということと、また、年度明け、4月、5月につきましても諸会議等によりましてなかなか繁忙であるという部分をお聞きしておりますので、早くても4月から準備をしていただく形を取らせていただきまして、商品券の配付等につきましては6月頃に送っていきたいというふうに考えている部分があったので、現在のところは7月上旬からやらせていただきたいと思いますところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○10番（松浦 司君）

7 ページの商品券について、1 点だけお聞きしたいと思います。

全町で、全てのところで使うことができますか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、今後、準備を進める中で、商工会さんを通じて加入店舗の募集等をさせていただく形になります。

前回、令和5年度のときに実施をした際の加入店舗さんにつきましては約130店舗だとお聞きをしておりますので、同様以上の店舗の御参加を呼びかける中で、全町的に使える店舗というのを確保していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○10番（松浦 司君）

加入の募集をするということですが、加入をしなければそこで使用できないということだと思うんですけど、加入にいろいろ手続がかかるとか、いろいろな問題が前回もあったと思うのですが、できるだけ鬼北町内、全町で利用ができるように何か配慮をされるようなことをできないんですか。書類的に緩和するとか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

おっしゃる部分、前回、加入をいただけなかった事業者さん、何が支障と申しますか、ちょっと懸念があった中で加入をしていただけなかったのか、そういった部分も確認をする中で、また商工会さんと連携をいたしまして、そういう部分について軽減が図れる部分というのをまた生み出していきたいと考えます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（芝 照雄君）

日程第7、議案第3号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第3号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用し、水道料金の基本料金を減額するもので、収益的収入について給水収益を減額補正するとともに、他会計補助金を同額、追加補正いたしております。

なお、水道事業収益の予定額は4億118万円のままとなります。

詳細につきまして水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

それでは、議案第3号、令和7年度水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的収入について説明いたします。1款、1項、1目、給水収益について、1,732万円を減額し、補正後の額を2億3,549万3,000円とするものです。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年2月及び3月に請求する水道使用料の基本料金全額を減額するものです。

1款、2項、1目、他会計補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生

臨時交付金 1,732 万円を増額し、補正後の額を 3,552 万円とするものです。

次に、1 ページをお開きください。

第 2 条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和 7 年度鬼北町水道事業会計予算の第 3 条に定めた収益的収入の予定額を補正するものです。

第 3 条につきましては、予算第 9 条で定めております一般会計からの補助金について、補正予算の計上に伴い金額の変更を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5 番（兵頭 稔君）

一般会計から 5,196 万円というお金が出されておるのですが、実際は 1,732 万円ということなんですけど、その差は来年度に入るといふ考え方でよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

そのとおりでございます。

○5 番（兵頭 稔君）

一般会計は 5,196 万円と数字が出ておるのですが、何で水道のほうにはそういった数字が入らないのか教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

水道料金につきましては使用権ごとに発生します債権ということになっておりまして、繰越しといったような形は取っておりません。そのため、2 月、3 月分の料金については 7 年度予算で、4 月以降の 4 月から 7 月分については 8 年度予算で、それぞれ計上させていただくことになります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

了解ですか。

そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第3号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(芝 照雄君)

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和8年第1回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました議案4件につきまして、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

本日、承認いただきました物価高騰対策の補正予算につきましては、町民の方々の負担軽減に貢献できるよう事業に取り組んでまいります。

また現在、当町におきましては令和8年度当初予算編成の最終段階を迎えており、町を取り巻く各種の課題を解決すべく、詰めの作業を行っているところでございます。

議員各位におかれましても、今後とも引き続き、御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和8年第1回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。声がかれてすいませんでした。ありがとうございました。

○議長(芝 照雄君)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回鬼北町議会臨時会を閉会します。

(午前10時59分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（10番）

鬼北町議会議員（11番）